

消 防 予 第 31 号
令和7年1月30日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」等の改定について

2025年東京デフリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障害者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されます。

消防庁では、外国人来訪者や障害者等の利用が想定される防火対象物において、利用者の様々な特性に応じた災害情報の伝達や避難誘導などの対策を促進するため、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」（以下「サイネージ指針」という。）を、それぞれ示しているところです。

先般、日本産業規格 JIS Z 8210に光警報装置（火災用）図記号がまとめられたことを踏まえ、別紙1、2のとおり、ガイドライン及びサイネージ指針を改定しましたので、消防本部における外国人や障害者等の利用が想定される施設関係者への訓練指導等の機会において、当該ガイドラインをご活用いただくとともに、当該施設における外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備を推進いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係 明田、西田、高橋 企画調整係 奥田、辻、宮崎 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

策定 平成 30 年 3 月 29 日

改定 令和 7 年 1 月 30 日

外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

第一 趣旨

国際的な競技大会をはじめとした大規模イベントが開催される際には、多数の外国人来訪者や障害（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。以下同じ。）など様々な特性がある方（以下「障害者等」という。）が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定される。

これらの防火対象物において火災等の災害が発生した場合は、日本語音声のみでは災害情報の内容を十分に理解できないことや、障害など様々な特性があることなどの事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が求められる。

本ガイドラインは、防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定めるものである。

第二 対象等

1 対象とする防火対象物

本ガイドラインの対象とする防火対象物（以下「対象施設」という。）は、多数の外国人来訪者や障害者等の利用が想定される次の防火対象物とする。

- (1) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一
 (1) 項イに掲げる防火対象物で、競技場の用途に供されるもの
- (2) 令別表第一（5）項イに掲げる防火対象物（旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの）
- (3) 令別表第一（10）項に掲げる防火対象物で、駅舎又は空港の用途に供されるもの
- (4) その他の防火対象物で、(1) から (3) までのいずれかの用途に供される部分が存するもの

2 想定する外国人来訪者や障害者等

- (1) 本ガイドラインによる自衛消防体制の整備にあたり、想定する外国人来訪者や障害者等は、日本語音声のみでは災害情報及び避難誘導の内容を十分に

理解できないことや、障害など様々な特性があることにより、火災等の災害の発生時における災害情報の伝達及び避難誘導の際に配慮を必要とする次の者とする。

- ア 日本語を母語としない外国人来訪者
- イ 障害者
- ウ 心身の機能に支障を有する高齢者

- (2) 妊娠中であることや乳幼児を連れていることなどにより、災害情報の伝達及び避難誘導の際に特に配慮を必要とする方の利用が想定される場合は、対象施設の実情に応じ、当該者を対象に加えることが望ましい。

3 対象とする災害の種類等

- (1) 本ガイドラインの対象とする災害の種類は、次のとおりとする。

- ア 火災
- イ 地震

- (2) 本ガイドラインの対象とする災害情報の伝達及び避難誘導の範囲は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により防火対象物の関係者が実施すべきものとされている応急対応のうち、生命、身体又は財産の被害の軽減のための活動が終了する時点（それ以上被害が拡大するおそれなくなる時点）までに、人命安全の確保や二次災害の防止等のために行われる災害情報の伝達及び屋外等への避難誘導とする。

第三 外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備

対象施設においては、災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、次の 1 から 5 までの取組を行うことが望ましい。

1 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組

- (1) 次により、災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化を行うこと。

ア 原則として、日本語及び英語を用いること。ただし、対象施設の実態等に応じて、中国語、韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は日本語と英語に追加して用いることができる。

イ 音声情報の多言語化を行う場合は、日本語のメッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加すること。ただし、対象施設の実態等に応じて、

英語以外の中国語（共通語※）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は日本語と英語の後に付加することができる。

※ 中国で最も広く用いられている、北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする言語。

- (2) 文字、絵や映像、地図などを組合せることにより、災害情報及び避難誘導に関する情報の視覚化を行うこと。
- (3) (1)の多言語化及び(2)の視覚化を行うため、別表第1に掲げる性能を考慮の上、次のいずれかの方策の導入を検討し、必要な措置を講ずること。
 - ア 災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達するための設備又は機器として、次に示すものを活用する方策
 - (ア) 「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災等の災害発生時の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」（別紙2）によるデジタルサイネージ
 - (イ) 「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」（平成6年2月1日付け消防予第22号）により外国語メッセージを付加した非常用の放送設備
 - (ウ) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の3第4項第6号に規定する点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯
 - (エ) 「光警報装置の設置に関するガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）による光警報装置
 - (オ) その他の災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達するための設備又は機器
 - イ 災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達するためのスマートフォンアプリを活用する方策
 - ウ 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導を補完するため、災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達するためのフリップボード等の資機材や機器を活用し、自衛消防隊員が駆け付けて、災害情報の伝達及び避難誘導を直接行う方策
- (4) (3)の方策の導入にあたっては、次の事項に留意し、自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達及び避難誘導との連携を図るなど、必要な措置を講ずること。
 - ア 災害状況に応じた適切なタイミングで、多言語化又は視覚化した次に掲げる情報が対象施設の利用者に伝達されること。

- (ア) 火災の発生場所又は地震の発生地域に関する情報
 - (イ) 火災又は地震による被害状況に関する情報
 - (ウ) 自衛消防活動の状況に関する情報
 - (エ) 避難の要否に関する情報
 - (オ) パニック防止を図るなどの必要に応じ、建物の安全に関する情報
 - (カ) 障害など利用者の様々な特性に応じた避難経路及び避難方法に関する情報
 - (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、対象施設を利用する外国人来訪者や障害者等の特性を考慮し、人命安全の確保や二次災害の防止等のために必要な情報
- イ 対象施設の利用者の混乱を招くことのないよう、音声情報の内容と視覚化した情報の内容について、整合が図られていること。
- ウ 視覚化した情報を発信したときは、音声情報等により、その旨の周知が図られること。
- (5) (3)の方策の導入と合わせ、別表第2に示す案内用図記号（ピクトグラム）の活用を図ること。
- (6) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1)から(5)までにより整備することとした自衛消防活動の内容を消防計画に規定することが望ましい。

2 自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組

- (1) 別表第1に掲げる性能を考慮の上、災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達するためのフリップボード等の資機材や機器を活用し、自衛消防隊員が直接、災害情報の伝達及び避難誘導を行う方策の導入を検討し、必要な措置を講ずること。また、必要に応じ、避難経路への視覚障害者誘導用ブロック、手すり等の設置など、障害者等への避難誘導を補完するための施設の充実を図ること。
- (2) 対象施設の実態等に応じて、自衛消防隊員の駆け付けに係る経路や、個別対応のための自衛消防隊員の配置などについて、必要な計画を作成しておくこと。
- (3) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1)及び(2)により

整備することとした自衛消防活動の内容を消防計画に規定することが望ましい。

3 利用者への事前周知等に係る取組

- (1) 外国人来訪者や障害者等を含む対象施設の利用者に対し、当該対象施設において講じられている防火・防災対策の内容や災害時にとるべき行動等について事前周知するため、その実情等に応じ、次の事項に関する必要な情報コンテンツを作成し、ホームページへの掲載や掲示等を行うこと。
 - ア 対象施設において講じられている防火・防災対策の内容
 - イ 対象施設において、災害時に伝達される情報の内容やその伝達方法
 - ウ 対象施設の利用者に対し、理解や配慮を求める事項
 - (ア) 火災等の異常事態や倒れている人等を発見した場合における対象施設の関係者への連絡要領
 - (イ) 災害情報の伝達又は避難誘導において個別対応が必要な場合における対象施設の関係者への申出方法
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、外国人来訪者や障害者等の特性に応じた災害情報の伝達及び避難誘導について、あらかじめ理解や配慮を求める事項
- (2) 規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて、JIS Z 8210に規定する消火器の案内用図記号（以下「消火器ピクトグラム」という。別表第2参照。）の活用を図ること。
 - なお、消火器ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意すること。
 - ア 消火器ピクトグラムの大きさは、9 cm 角以上とすること。
 - イ 消火器ピクトグラムは、消火器付近の見やすい位置に設けること。なお、消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けること。
 - ウ 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいものを高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置位置とすること。
 - エ 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置すること。
 - オ 消火器を直接視認することができる場合等、火災予防上支障が無いと認められる場合は、消火器である旨の標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができること。
- (3) JIS Z 8210 に規定する光警報装置（火災用）図記号（以下「光警報装置ピクトグラム」という。別表第2参照。）の活用を図ること。

なお、光警報装置ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意すること。

- ア 光警報装置ピクトグラムの大きさは、9 cm角以上とすること。
- イ 建物の出入口や設置室の扉など、利用者に周知しやすい場所に設置すること。
- ウ 床面からの高さは見やすい位置とすること。
- エ 「光警報装置の設置に関するガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）を参考に、光警報装置ピクトグラムに加えて、日本語及び英語の説明文を併記すること。
- オ 緊急地震速報を受信した際に、光警報装置が点滅するように設置している場合には、その旨を併記すること。なお、緊急地震速報利用者協議会のホームページにある諸手続により「緊急地震速報ピクトグラム」を利用することも可能である。

- (4) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1)により当該対象施設の利用者への事前周知を行うこととした内容、(2)及び(3)の案内用図記号（ピクトグラム）の活用を消防計画に規定することが望ましい。

4 教育・訓練

- (1) 自衛消防隊員が行う災害情報の伝達及び避難誘導について、次の事項に十分に留意し、従業員等への必要な教育及び訓練を行うこと。

ア 次のフレーズを基本に、努めて簡易な表現を使うこと。

(ア) 危険情報の表現

- ①「〇〇（場所）で火事です。」
- ②「〇〇（行動・場所）は危険（あぶない）です。」

(イ) 禁止表現

- ①「今の場所にいてください。」
- ②「エレベーターは使うことができません。」

(ウ) 誘導表現

- ①「逃げるときは、お知らせします。」
- ②「今すぐ逃げてください。」
- ③「私の後について来てください。」

(エ) 安心情報の表現

- ①「この建物は安全です。」
- ②「すぐに係の人が来ます。」

イ 緊急時は複雑なことは伝えないこと。また、あやふやな言い方をしないこと。

ウ 外国人来訪者の母語や翻訳機器等を用いた詳しい説明等の時間を要する対応は、緊急時は必要以上に行わず、安全な場所への迅速な避難を優先すること。

エ 避難誘導時の立ち位置は、避難する者からよく見える位置で、避難する者と接触するおそれや避難の妨げになるおそれのない位置を選ぶこと。

オ 避難誘導は、身振り手振りを併せて行うこと。身振り手振りは、大きい動作を心がけるとともに、避難する者に伝わるよう、動作の速さや合図のタイミングを考慮すること。その際、遠くで避難する者に対して合図するときは、肩より上の位置で行うこと。また、比較的近くで避難する者に対して合図するときは、肩より下の位置で行うこと。

カ 災害情報及び避難誘導に関する情報について、理解できた内容を外国人来訪者同士で伝え合うよう促すこと。また、障害など利用者の様々な特性について、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、必要に応じて周囲の施設利用者に協力を求めること。

キ 拡声器による災害情報の伝達及び避難誘導は、非常放送等の音声との輻輳を避けるよう努めること。

(2) 次の事項を含む訓練を定期的に行うとともに、その結果を踏まえ、1から3までの取組についての必要な見直しを行うこと。

ア 外国人来訪者や障害者等への個別対応が想定される次のケースについて、外国人来訪者や障害者等の特性に配慮した対応に関する訓練

(ア) 放送内容を理解できなかった外国人来訪者や障害者等に個別の説明が必要な場合や、当該外国人来訪者や障害者等に個別の説明を求められた場合

(イ) 火や煙、地震の揺れの恐怖等によるパニック状態の外国人来訪者や障害者等が、慌ててその場から離れようとしているなどの危険な状況にある場合

(ウ) 外国人来訪者や障害者等を個別に避難誘導する必要がある場合や、外国人来訪者や障害者等から個別の避難誘導を求められた場合

(エ) エレベーターに外国人来訪者や障害者等が閉じ込められている場合

(オ) けがや体調不良の外国人来訪者や障害者等が発生した場合

イ 次の各号に掲げる防火対象物に応じ、当該各号に掲げる事項に関する訓練

- (ア) 令別表第1(1)項イに掲げる防火対象物の用途(競技場)に供される部分が存する防火対象物 イベント主催者やボランティア等を含む多様な関係者の連携
 - (イ) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途(宿泊施設)に供される部分が存する防火対象物 宿泊者のニーズ等や在館状況の把握及び個別対応
 - (ウ) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途(駅舎又は空港)に供される部分が存する防火対象物で、管理権原が分かれているもの又は他の用途に供される防火対象物と接続されているもの 当該他の管理権原に属する部分又は当該接続されている防火対象物の関係者との情報共有、情報伝達及び避難誘導に係る連携及び協力
- (3) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられている対象施設においては、規則第3条第1項の「防火管理上必要な教育に関すること」及び「消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること」として、(1)の教育及び訓練を行う旨並びに(2)の訓練の内容及び当該訓練の結果を踏まえた必要な見直しを行う旨を消防計画に規定することが望ましい。
- (4) 法第36条第1項の規定により防災管理が義務づけられている対象施設においては、規則第51条の8第1項の「防災管理上必要な教育に関すること」、「避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること」及び「訓練の結果を踏まえた防災管理に関する消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること」として、(1)の教育及び訓練を行う旨並びに(2)の訓練の内容及び当該訓練の結果を踏まえた必要な見直しを行う旨を消防計画に規定することが望ましい。

5 支援ツール等について

1から4の各取組において示した機器等のほか、当該取組について有効な支援ツール等があれば、採用を検討すること。

なお、以下のサイト(データベース)において、障害者等の生活における問題を解決する可能性のあるICT機器・サービスに関する情報について検索可能となっているので参考とされたい。

情報アクセシビリティ支援ナビ(Act-navi) : <https://www.actnavi.jp/>

第四 その他

1 外国人来訪者や障害者等に配慮した自衛消防体制を整備した旨の情報発信

本ガイドラインに基づき、災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した自衛消防体制を整備した対象施設においては、その旨をホームページ等に掲載すること等により、情報発信を行うことが望ましい。その際は、以下の事項を併せて情報発信すること。

- (1) 本ガイドラインに基づき講じた取組の内容
- (2) (1)の取組において想定している外国人来訪者や障害者等（対応している言語や障害等の特性）
- (3) (1)の取組に係る教育及び訓練の実施状況
- (4) その他必要な情報

2 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容は、新たな知見の蓄積等があった場合には、随時、必要な見直しを行うものとする。

別表第1

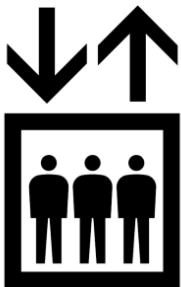
区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサイネージ等の設備又は機器	イ デジタルサイネージ	「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災等の災害発生時の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」(別紙2)に定める性能
	ロ 非常用の放送設備	「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」(平成6年2月1日付け消防予第22号)6(2)に定める性能
	ハ 誘導灯	規則第28条の3第4項第6号及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」(平成11年9月21日付け消防予第245号)第2、2(7)に規定する点滅機能又は音声誘導機能
	ニ 光警報装置	「光警報装置の設置に関するガイドライン」(平成28年9月6日付け消防予第264号)に定める性能
	ホ その他の設備又は機器	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能
(二) スマートフォンアプリ	イ 多言語化アプリ	次に掲げる性能 (1) 利用者が指定する言語による情報伝達が可能であること。 (2) プッシュ型による情報伝達が可能であること。 (3) インターネットを利用することができない状況も想定されていること。 (4) 定型文による情報伝達が可能であること。また、定型文は、適宜、追加が可能であること。 (5) 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導が開始された後に起動しても、全てのメッセージを伝達可能であること。 (6) 外国人来訪者や障害者等が事前にアプリをインストールするインセンティブがあること。 (7) 文字や絵・図等の活用などにより、視覚的に情報を伝えることも可能であること。

		(8) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化に必要な性能
	ロ 視覚化アプリ	次に掲げる性能 (1) 文字や絵・図等による情報伝達が可能であること。 (2) インターネットを利用することができない状況も想定されていること。 (3) 絵・図等はシンプルでわかり易いものが使用されているとともに、文字による説明が添えられていること。 (4) 書体は視認性が優れたものが使用されていること。 (5) 別表第2に定める案内用図記号（ピクトグラム）が活用されていること。 (6) 利用者の施設内での位置や当該位置に応じた避難経路の表示が可能であること。 (7) 外国人来訪者や障害者等が事前にアプリをインストールするインセンティブがあること。 (8) 日本語、英語、中国語（共通語）、韓国語その他の言語により、多言語での情報伝達が可能であること。 (9) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の視覚化に必要な性能
	ハ その他のアプリ	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能
(三) 自衛消防隊員が活用するフリップボード等の資機材や機器	イ フリップボード	次に掲げる性能 (1) 火災に関する情報伝達に使用するものにあつては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 自動火災報知設備の感知器が作動した場所 (ii) 火災が発生した場所 (iii) 自動火災報知設備の感知器の作動は非火災報であつた旨の情報 (iv) その他火災に係る情報 (2) 地震に関する情報伝達に使用するものにあつては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 地震が発生した旨

		(ii) とるべき行動の内容 (iii) その他地震に係る情報 (3) 避難誘導に使用するものにあつては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 避難を促すための情報 (ii) 避難経路及び避難方向の情報 (iii) その他避難するために必要な情報 (4) 絵・図等はシンプルでわかり易いものが使用されているとともに、文字による説明が添えられていること。 (5) 書体は視認性が優れたものを使用されていること。 (6) 別表第2に定める案内用図記号（ピクトグラム）が活用されていること。 (7) 色については、JIS 安全色を利用し視認性を確保した色が選択されていること。 (8) 以下により、多言語化についても考慮されていること。 (i) 日本語と英語が併記されていること。 (ii) 日本語は、「やさしい日本語」が活用されていること。 (iii) 英語以外の中国語（簡体字）や韓国語その他の外国語を使用するときは、英語に代えて、日本語に併記すること。 (9) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化又は視覚化に必要な性能
	ロ 翻訳 (対訳) 機能付き 拡声器	次に掲げる性能 (1) 災害時の騒音下においても、音声認識が可能であること。 (2) 日本語、英語、中国語（共通語）、韓国語その他の言語に対応し、音声を出力することが可能であること。 (3) 出力される情報の内容や情報量は、外国人来訪者に理解しやすいものになるよう配慮されていること。 (4) インターネットを利用することができない状況も想定されていること。 (5) 定型文による情報伝達が可能であること。また、定型文は、適宜、追加が可能であること。

		(6) 音声を出力する前に、出力される情報の内容を確認することが可能であること。 (7) 外国人来訪者や障害者等が活用するスマートフォンアプリとの連携が考慮されていること。 (8) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化に必要な性能
	ハ タブレット（スマートフォンを含む。）	次に掲げる性能 (1) 日本語、英語、中国語（共通語）、韓国語その他の言語に対応していること。 (2) 音声認識によるものは、災害時の騒音下においても、音声認識が可能であること。 (3) 出力される情報の内容や情報量は、外国人来訪者や障害者等に理解しやすいものになるよう配慮されていること。 (4) インターネットを利用することができない状況も想定されていること。 (5) 定型文による情報伝達が可能であること。また、定型文は、適宜、追加が可能であること。 (6) 文字や絵・図等の活用などにより、視覚的に情報を伝えることも可能であること。 (7) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化又は視覚化に必要な性能
	ニ その他の資機材や機器	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能

別表第2

① 非常口 (Emergency Exit)	② スロープ (slope)	③ 階段 (Stairs)
		
④ 一般注意 (General caution)	⑤ 消火器 (Fire extinguisher)	⑥ 矢印 (Directional arrow)
		
⑦ 一般禁止 (General prohibition)	⑧ エレベーター (Elevator)	⑨ エスカレーター (Escalator)
		



※ ⑧及び⑨のピクトグラムは、⑦のピクトグラムと組み合わせて、又は、併記して使用することを想定。なお、その場合には「エレベーター使用禁止 (Do not use elevator) 」、「エスカレーター使用禁止 (Do not use escalator) 」と文字による補助表示を併記することが望ましい。

外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導
を目的とするデジタルサイネージ活用指針

1 本指針の趣旨

外国人来訪者や障害（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。以下同じ。）など様々な特性がある方（以下「障害者等」という。）は、自動火災報知設備の鳴動や非常用放送設備（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条第 3 項第 4 号ハに規定される放送設備をいう。以下同じ。）の音声等では火災情報を十分に認識することができないことや階段等がある経路での避難が難しい場合等がある。

火災の発生を視覚的に伝達する手段としては、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）で点滅機能を有する誘導灯が規定されているとともに、「光警報装置の設置に係るガイドライン」（平成 28 年策定、令和 7 年改定）が策定されているところである。一方で、これらの設備では火災の発生場所や避難する必要があるか否か等の詳細な情報は伝達することができないため、外国人来訪者や障害者等に対する火災発生時の情報伝達に係る課題の全てに対応することは難しい。

近年、普及・開発が進められているデジタルサイネージは、多くの人々の目に留まる場所に設置されており、火災時には文字や絵・図、多言語化情報などを視覚的に分かりやすく伝達することが期待できるが、火災時にデジタルサイネージを活用するための統一的な基準はなく、自動火災報知設備等の消防用設備等との連動についても知見や実績がほとんど無い状況である。

よって、本指針は、外国人来訪者や障害者等に対しても有効な情報伝達及び避難誘導を行うため、消防法令に規定されている消防用設備等や光警報装置を補完するものとしてデジタルサイネージの活用促進を図ることを目的として作成するものである。

また、本指針では、火災時等にデジタルサイネージを活用する際に「原則として対応することが望ましい基本的事項」と「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」に分けて記載するものとし、知見の蓄積又は機器の性能向上若しくは技術開発等により、新たに有効な活用方法を得られた場合には、必要に応じて本指針の見直しを行うこととする。

【凡例】

「原則として対応することが望ましい基本的事項」：無印

「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」：●

2 用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

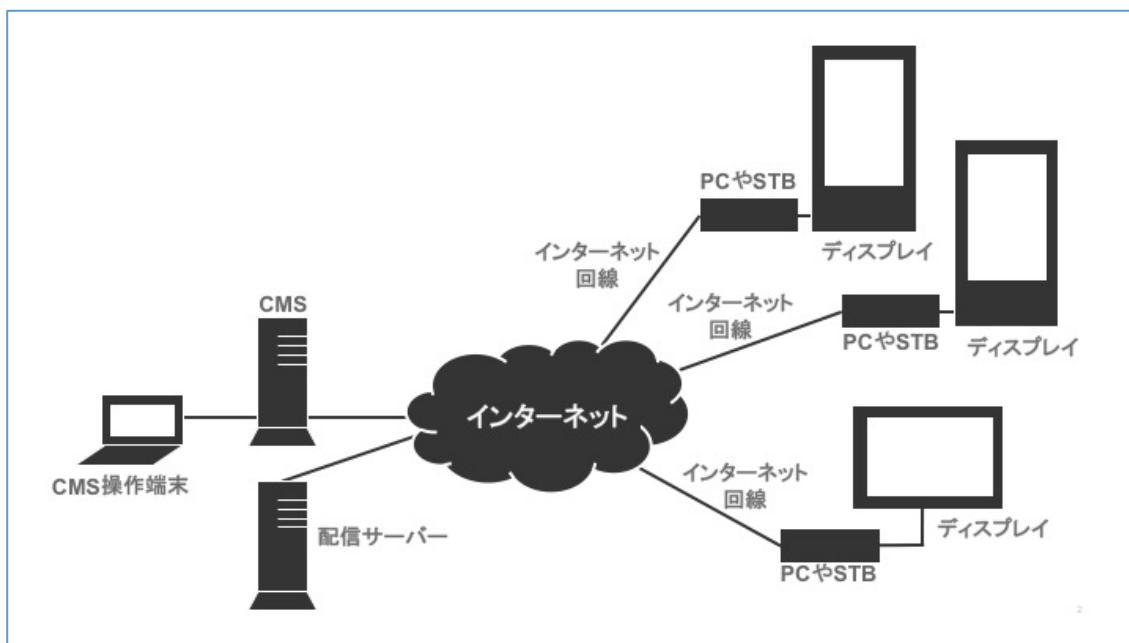
- (1) デジタルサイネージとは、ディスプレイなどの電子表示装置を用いて、広告、販売促進、情報提供、空間演出などを行うものをいう。
- (2) ディスプレイとは、コンテンツを表示出力するための媒体をいう。
- (3) コンテンツとは、動画、静止画、アニメーション等のデジタル化された素材及びHTMLで記述されるウェブ上に存在する表示情報等をいう。

3 本指針の対象とするデジタルサイネージ

デジタルサイネージの基本的なシステム構成は下図の通りであり、インターネット等を経由してディスプレイ表示を遠隔操作又は他の設備等との連動により切り替えることが技術的に可能である。しかし、インターネット等に接続しておらず、外部の機器やシステムと接続できないもの（スタンドアロン型）もあり、その場合は原則として遠隔操作や他の設備との連動によりディスプレイ表示を切り替えることはできない。

本指針では、原則として火災時等においてディスプレイ表示を遠隔操作又は他の設備等との連動により切り替えることができるデジタルサイネージを対象とする。

【デジタルサイネージの基本的なシステム構成（ネットワーク型）】



CMS (Contents Management System) : コンテンツ管理システム

STB (Set Top Box) : 映像信号を変換してデジタルサイネージに映す装置。

4 火災時等にディスプレイ表示を切り替える方法

施設の実態や既存設備の状況等に応じて、自動、手動又はその両方により、ディスプレイ表示を切り替えること。

(1) 自動で切り替える場合

非常用放送設備（非常用放送設備が設置されていない場合は、自動火災報知設備）と連動させ、次により自動でディスプレイ表示を切り替えること。

ア 非常用放送設備と連動させる場合

(ア) 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送の起動に合わせてディスプレイ表示を切り替えること。

(イ) 非常用放送設備の鳴動範囲に合わせて当該範囲内のディスプレイ表示を切り替えること。

(ウ) 非常用放送設備から階（エリア）別の情報を移報することができない場合は、非常用放送設備が全館一斉鳴動に切り替わる信号により全てのディスプレイ表示を切り替える等、ディスプレイで表示する内容と範囲が非常用放送設備と不一致とならないよう留意すること。

イ 自動火災報知設備と連動させる場合

自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動開始時に鳴動範囲と合わせてディスプレイ表示を切り替えること。

(2) 手動で切り替える場合

防災センター等において自衛消防隊員等が操作を行い、ディスプレイ表示を切り替えること。この場合、切り替え操作を行う際のマニュアルをあらかじめ作成し、消防計画に反映するとともに操作の習熟訓練を実施すること。

5 火災時等に表示するコンテンツ

(1) 表示内容

火災時等に表示するコンテンツの内容は、次によること。

ア 火災に係る情報を伝達するための事項

(ア) 自動火災報知設備の感知器が作動した場所

(イ) 火災が発生した場所

(ウ) 自動火災報知設備の感知器の作動は非火災報であった旨の情報

(エ) その他火災に係る情報

イ 避難誘導するための事項

(ア) 避難を促すための情報

(イ) 避難経路及び避難の方向の情報

(ウ) その他避難するために必要な情報

例) 車いす利用者でも避難することができる避難経路（スロープ）の表示

例) 緊急支援エリア（一時待機エリア）の表示

(2) 文章表示

ア 表示する言語

原則として、日本語と英語による表示を行うこと。

ただし、施設利用者の特性等の実態に応じて、視認性を著しく損なわない範囲で、中国語（簡体字）、韓国語その他の外国語による表示を行っても差し支えないものであること。●

イ 表示する文章

非常用放送設備の放送内容を踏まえた文例（別表 1）を参考に、できる限り解りやすく短い文章とすること。

ウ 表示方法

次により日本語と外国語を併記又は切り替えて表示することが望ましい。●

ただし、ディスプレイが近接して複数併置されている場合には、日本語と外国語をそれぞれ別のディスプレイに表示しても差し支えない。●

(ア) ディスプレイの大きさに余裕がある場合は、ディスプレイ表示を切り替えずに日本語と外国語を併記すること。

(イ) ディスプレイの大きさに余裕がない場合は、次の点に留意して、日本語と外国語を切り替えて表示すること。

- ・ 日本語と一の外国語（2ヶ国語）を切り替えて表示する場合、(3)イに定める文字に定める文字の大きさと日本語を、これよりも小さい文字の大きさと外国語を併記した表示と、(3)イに定める文字に定める文字の大きさと外国語を、これよりも小さい文字の大きさと日本語を併記した表示を切り替えること。
- ・ 日本語と複数の外国語（3ヶ国語以上）を切り替えて表示する場合、日本語と英語を併記した表示から日本語と中国語を併記した表示に切り替える等、切り替える表示コンテンツは日本語と一の外国語を併記したものとすること。

(ウ) 日本語と外国語は、それぞれ言語ごとに上下にまとめて表示すること。

(3) 文字

ア 表示方法

文字の表示方法は、災害時に表示内容を理解しやすいよう、次の事項に留意すること。

(ア) 情報の重要性に応じて文字の大きさを変えて表示すること。

(イ) 重要な情報（状況判断、行動に関わる情報等）は画面上部などに一番大きな文字サイズで表示すること。

(ウ) 文字数の目安として、日本語では1画面80文字までとし、文字の間隔を空けて表示すること。

(エ) 漢字の上部にはふりがなを振ることが望ましい。●

(オ) 原則として、スクロール表示は行わないこと。

イ サイズ

文字の大きさは、下表に示す大きさを最低限確保すること。

なお、視力等の視機能が低下している障害者や高齢者等に配慮し、下表よりできる限り大きなサイズを選定することが望ましい。●

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

参考：「国土交通省 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（旅客設備編）より

※文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体「E」の高さをいう。

ウ 書体

書体は視認性が優れたものを使用することとし、明朝体系の書体ではなくゴシック体系の書体を使用すること。

なお、視認性に優れ、誤認が少ない書体（いわゆるUD（ユニバーサルデザイン）書体）もあるため、努めてそれらを使用することが望ましい。●

【UD書体（角ゴシック書体）例】

出口案内 出口案内 出口案内

【丸ゴシック書体 例】

出口案内 出口案内 出口案内

（４）色とコントラスト

ア 表示コンテンツで利用する色については、JIS Z9101 に規定される安全色等を利用し視認性を確保した色を選択すること。

イ 表示コンテンツの背景色は JIS Z9101 に規定される安全色に基づき、原則として

以下4色とすること。

赤：防火・緊急	黄：危険	緑：安全	青：指示・誘導
---------	------	------	---------

ウ 色味は原則として JIS Z9103 の規格に合わせた色味を用いること。

＜安全色とマンセル記号＞

赤：7.5R 4/15	青：2.5PB 3.5/10	黄：2.5Y 8/14	緑：10G 4/10
-------------	----------------	-------------	------------

エ 色の組み合わせは、次の事項に留意し、視力等の視機能が低下している方や色覚異常等の特性を有する方に配慮したものとする。

(ア) 背景色と文字や絵・図等とのコントラストを十分に確保すること。

(イ) 背景色を暗色、文字を明色（白黒反転表示）とすること。

(ウ) 色のみでしか伝達することができない情報が無い（色に重要な意味を持たせない）よう、文字や絵・図等を添えること。

例)「火事が起こって危ない」という情報を伝達する場合、危険をあらわす赤色で「火事」と表示するだけではなく、「危ない」や「逃げて」と添える。）

(5) 絵・図等

ア 絵・図等は努めてシンプルでわかり易いものとする。

イ 絵・図のみでは理解することが難しい場合には、文字による説明も添えること。

ウ 現在地からの避難経路や避難口の位置、出火階との位置関係を伝達する場合は、平面図や断面図等を活用すること。

エ JIS や ISO（国際標準化機構 International Organization for Standardization）に規定するピクトグラム（案内用図記号）等を活用すること。

なお、利用を推奨するピクトグラムは別表2のとおり。

オ 別表2に掲げるピクトグラム（案内用図記号）のほか、火災が発生した旨の情報を伝達する場合等には、火を表す絵・図を活用することが望ましい。●

(6) 画面構成

原則として、構成要素と記載内容は以下の通りとすること。

タイトル	： 情報種別、発生日時、発信元
情報1	： 火災状態
情報2	： 状況説明、行動指示

【横型コンテンツの構成例】

構成 1		構成 2		構成 3	
タイトル		タイトル	情報 1 情報 2	情報 1 情報 2	タイトル

【縦型コンテンツの構成例】

タイトル
情報 1 情報 2

(7) 表示コンテンツ例

上記(1)から(6)を踏まえた感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送時それぞれの表示コンテンツ例は、別添を参照すること。

(8) 動画・アニメーションの活用

平常時のコンテンツから災害情報を伝達するコンテンツに切り替わっていること及び重要情報をより確実に伝達するため、文章や絵・図に、動画やアニメーションを活用することが望ましい。●

6 その他

- (1) 火災時等にはディスプレイに火災や避難誘導に係る情報が表示されることについて平常時からディスプレイで周知するとともに、4(1)及び(2)により火災時等にディスプレイを切り替えた時にも放送設備等により周知することが望ましい。●

なお、表示コンテンツ例は別添を参照すること。

- (2) 4(1)により消防用設備等と連動させる場合、デジタルサイネージの入力インターフェイスはDC24V回路(無電圧a接点)接続、シリアル接続、LAN接続等のうち、各施設に設置されている消防用設備等が出力可能な方法とすること。なお、自動火災報知設備における感知器固有のアドレス情報を移報することができる方法として、自動火災報知設備の出力及びデジタルサイネージの入力インターフェイスが

BACnet インターフェイス（異なるメーカーで製造された機器を接続するために標準化された通信方式）に対応している場合やこれらの機器が当該機器の間で接続することができる通信方式を備えている場合等が考えられる。

- (3) 4(1)により消防用設備等と連動させる場合は、移報接点から信号を出力する等、消防用設備等の機能に影響を及ぼすおそれがない方法とすること。
- (4) ディスプレイ等の構成機器の電源をコンセントからとる場合、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置を講じることが望ましい。●

(参考) 震災時の活用方法

- 1 震災時にディスプレイを切り替える方法
 - (1) 緊急地震速報と連動させ自動で切り替えること。
 - (2) (1)以外の場合は適切なタイミングで手動により切り替えること。
 - (3) 原則として全館一斉にディスプレイを切り替えること。
- 2 震災時に表示するコンテンツの内容は、「どこで何が発生したか」、「危険か否か」「どのような行動をとるべきか」等の情報を伝達することができる内容とし、表示する文例は「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書（気象庁・内閣府・観光庁 平成 27 年 10 月 29 日）」を参考とすること（別表 3）。
- 3 文字や色、絵・図、画面構成、多言語表示については、5(2)から(6)の例によること。
- 4 表示コンテンツ例
上記 2 及び 3 を踏まえた表示コンテンツ例は、別添を参照すること。

【火災時等に表示する文章例】

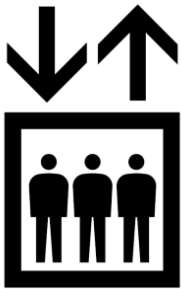
	優先度	非常用放送設備の放送内容を踏まえた文例	「やさしい日本語」による文例
感知器発報 放送時	優先して 表示する 文例	<u>ただいま〇階の火災感知器が作動しました</u>	<u>〇階で 火事 かもしれません</u>
		係員が確認しております	本当に 火事 か 調べています
		次の放送にご注意ください	火事 か どうか わかったら 知らせます
	必要に応じて表示する文例	避難経路を確認してください	どこへ 逃げるか 確かめて ください
火災放送時	優先して 表示する 文例	<u>火事です</u>	<u>火事 です</u>
		〇階で火災が発生しました	〇階で 火事 です
		落ち着いて避難してください	に 逃げてください
	必要に応じて表示する文例	周囲の人と一緒に逃げてください	近くの 人と 一緒に 逃げて ください
		エレベーターを使用して避難しないでください	エレベーターに 乗 らないで ください 階段 で 逃げて ください
非火災 放送時	優先して 表示する 文例	<u>火事では ありません</u>	<u>火事 では ありません</u>
		さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした	火事 かもしれないと 知らせましたが 間違い でした
		ご安心ください	あんしん 安心 してください

※ 1 : 太字下線で表記したメッセージはディスプレイ上部に表示すること。

※ 2 : 「やさしい日本語」とは、日本に来て1年前後の外国人でも、80%以上が自分の命を守るための情報を的確に理解できるよう表現した日本語であることを踏まえて、施設利用者の特性やディスプレイの大きさ等の実態に応じて活用すること。

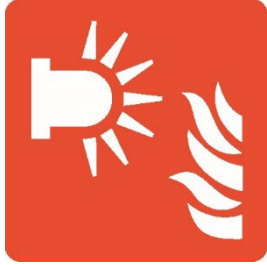
※ 3 : 自動火災報知設備と連動して自動でディスプレイ表示を切り替える場合、上表の火災放送時の欄を準用すること。

【利用を推奨するピクトグラム（JIS Z8210）】

① 非常口 (Emergency Exit)	② スロープ (slope)	③ 階段 (Stairs)
		
④ 一般注意 (General caution)	⑤ 消火器 (Fire extinguisher)	⑥ 矢印 (Directional arrow)
		
⑦ 一般禁止 (General prohibition)	⑧ エレベーター (Elevator)	⑨ エスカレーター (Escalator)
		

⑩ 光警報装置（火災用）

(Fire alarm flashing light)



※ ⑧及び⑨のピクトグラムは、⑦のピクトグラムと組み合わせて、又は、併記して使用することを想定。なお、その場合には「エレベーター使用禁止（Do not use elevator）」、「エスカレーター使用禁止（Do not use escalator）」と文字による補助表示を併記することが望ましい。●

(参考) 震災時の表示文例

「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書（気象庁・内閣府・観光庁）」から抜粋

現在使っている表現例	「やさしい日本語」による文例
地震です 落ち着いて身を守ってください	^{じしん} 地震が ^{あたま} きます。 ^{まもって} 頭を ^{まもって} 守って ください。
もうすぐ大きく揺れます	もうすぐ ^{おおきい} 大きい ^{じしん} 地震が ^{まもって} きます。
○秒後に大きく揺れます	あと○秒 ^{びよう} で ^{おおきい} 大きい ^{じしん} 地震が ^{まもって} きます。
強い地震が発生しました	^{おおきい} 大きい ^{じしん} 地震が ^{まもって} きます。
震度○程度の揺れが予測されます	^{じしん} 地震が ^{まもって} きます。 <u>とても ^{おおきい}大きい ^{じしん}地震</u> <u>です。</u> ※震度の大きさに応じて下線部分を変更 (震度1～2の場合) ^{ちいさい} 小さい ^{じしん} 地震 ^{まもって} です。 (震度3～4の場合) ^{おおきい} 大きい ^{じしん} 地震 ^{まもって} です。 (震度5弱以上の場合) とても ^{おおきい} 大きい ^{じしん} 地震 ^{まもって} です。
先ほど発表した緊急地震速報を取り消します	^{じしん} 地震は ^{あんしん} きません。 ^{あんしん} 安心して ください。
落ち着いてください	びっくり ^{あきら} しないで ください。
揺れがおさまるまで身を守ってください	^{じしん} 地震が ^{とまる} 止まる まで ^{あたま} 頭を ^{まもって} 守って ください。
上から落ちてくるものに 気をつけてください	^{うへ} 上から ^{もの} 物が ^{おちます} 落ちます。 ^{あたま} 頭を ^{まもって} 守って ください。
倒れてくるものに気をつけてください	^{もの} 物が ^{たおれます} 倒れます。 ^き 気をつけて ください。

【表示コンテンツ例の利用に当たっての留意事項】

当該表示コンテンツ例は本文の内容を踏まえて作成した一例であるため、実際に施設で活用する際には、当該表示コンテンツ例を基に、次の事項に留意して施設の実態等に即したコンテンツを作成すること。

(1) 文章表示について

- ・ 表示コンテンツ例では、非常用放送設備の放送内容を踏まえた文例（別表 1 参照。）としているが、ディスプレイの大きさ及び視距離並びに施設を利用する方の特性等に応じて、文章の短縮化や表現の簡素化など、施設の実態に即した文章とすること。（本文 5（2）イ関係）
- ・ 表示コンテンツ例では、視距離に応じた最低限の文字サイズが確保できることを前提に日本語と英語を併記しているが、ディスプレイの大きさ等により当該文字サイズが確保できない場合は、「当該文字サイズを確保した日本語とこれよりも小さい文字サイズで英語を併記した表示」と「当該文字サイズを確保した英語とこれよりも小さい文字サイズで日本語を併記した表示」を切り替えること。

（本文 5（2）ウ関係）

(2) 文字の大きさ・書体について

- ・ 表示コンテンツ例では、より多くの方が内容を認識できるよう、漢字の上部にふりがなを振っているが、ディスプレイの大きさや視認性等の観点からふりがなを省略せざるを得ない場合はその限りではない。

（本文 5（3）ア（エ）関係）

- ・ （1）により文章の短縮化や表現の簡素化を行い、表示範囲に余白が生じた場合には、可能な限り文字サイズを大きくすること。（本文 5（3）イ関係）
- ・ 表示コンテンツ例では、一般的に使用（編集）可能な丸ゴシック体を使用しているが、施設の実態に応じて、角ゴシック体やユニバーサルデザインを考慮した書体に変更すること。

（本文 5（3）ウ関係）

(3) 色（明るさ）・コントラストについて

- ・ 表示コンテンツ例では、「JIS Z9103」で規格された色の近似色を RGB 値により再現しているが、ディスプレイの仕様及び設定並びに設置する場所の明るさにより異なる色に見える場合があるため、実態に応じて色味や明るさ、コントラストを調整すること。（本文 5（4）関係）

(4) 絵・図について

- ・ 表示コンテンツ例では、別表 2 に掲げる「JIS Z8210」で規格されるピクトグラムを使用しているが、火災が発生した旨の情報を伝達する場合には火を表す絵・図を活用すること。

（本文 5（5）オ関係）



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい はっぴょう
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

かい かじ
1階で 火事かもしれません。
ほんとう かじ しら
本当に 火事が 調べています。
かじ し
火事が どうか わかったら 知らせます。

Now a fire alarm on the 1st floor has been activated.
We are now investigating to confirm.
Please listen carefully for the next announcement.



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい はっぴょう
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

かじ
火事です。
かい かじ に
1階で 火事です。逃げてください。
There is a fire.
A fire has started on the 1st floor.
Please evacuate in orderly fashion.



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい ぼうぎょ
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

か し
火事では ありません。

か し し
火事かもしれないと 知らせましたが

まちが あんしん
間違いでした。 安心してください。

Although the fire alarm has been activated,
this is a false alarm.
No trouble was found. Please disregard.



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい ぼうぎょ
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

おお じしん き
大きい 地震が 来ます。

あたま まも
頭を 守って ください。

A major earthquake has just occurred.
Stay calm and secure your personal safety.

感知器発報放送時

	ぼうさいじょうほう	3月2日 10時00分	ぼうさい
	防災情報	2 Mar. at 10:00 a.m.	防災センター発表
Disaster prevention information			

かい かさいかんちき
 ただいま1階の火災感知器が作動しました。
 かかりいん かくにん
 係員が確認しております。
 つぎ ほうそう ちゅうい
 次の放送にご注意ください。

Now a fire alarm on the 1st floor has been activated.
 We are now investigating to confirm.
 Please listen carefully for the next announcement.

火災放送時

	ぼうさいじょうほう	3月2日 10時00分	ぼうさい
	防災情報	2 Mar. at 10:00 a.m.	防災センター発表
Disaster prevention information			

か じ
 火事です。
 かい かさい はっせい
 1階で火災が発生しました。
 お つ ひなん
 落ち着いて避難してください。

There is a fire.
 A fire has started on the 1st floor.
 Please evacuate in orderly fashion.

非火災報放送時



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい はっぴょう
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

か し
火事ではありません。

か さい かんちき さどう かくにん けっか
さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、
いじょう あんしん
異常がありませんでした。ご安心ください。

Although the fire alarm has been activated,
this is a false alarm.
No trouble was found. Please disregard.

緊急地震速報時



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい はっぴょう
防災センター発表
Disaster Control Center announcement

つよ じしん はっせい
強い地震が発生しました。

お つ み まも
落ち着いて身を守ってください。

A major earthquake has just occurred.
Stay calm and secure your personal safety.



ぼうさいじょうほう

防災情報

3月2日 10時00分

ぼうさい ぼうびょう
防災センター発表

かい か じ
1階で 火事かもしれません。

ほんとう か じ しら
本当に 火事が 調べています。

か じ
火事が どうか かわったら
知らせます。



ぼうさいじょうほう

防災情報

3月2日 10時00分

ぼうさい ぼうびょう
防災センター発表

か じ
火事です。

かい か じ
1階で 火事です。

に
逃げてください。

 ぼうさいじょうほう
防災情報

が 3 月 2 日 10 時 00 分 ぼうさい はっぴょう
防災センター発表

か し
火事では ありません。

か し し
火事かもしれないと 知らせましたが

まちが
間違いでした。

あんしん
安心してください。

 ぼうさいじょうほう
防災情報

が 3 月 2 日 10 時 00 分 ぼうさい はっぴょう
防災センター発表

おお じしん き
大きい 地震が 来ます。

あたま まも
頭を 守ってください。

絵・図と組み合わせた表示コンテンツ例

感知器発報放送時（避難経路図併記）

ぼうさいじょうほう

防災情報

Disaster prevention information

3月2日10時00分

2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい

防災センター発表

Disaster Control Center announcement

かい
2階で
かじ
火事かもしれません。
ほんとう かじ しら
本当に 火事か 調べています。
かじ
火事か どうか わかったら
し
知らせます。

Now a fire alarm on the 2nd floor has been activated.
We are now investigating to confirm.
Please listen carefully for the next announcement.

火災放送時（避難経路図併記）

ぼうさいじょうほう

防災情報

Disaster prevention information

3月2日10時00分

2 Mar. at 10:00 a.m.

ぼうさい

防災センター発表

Disaster Control Center announcement

かじ
火事です。
かい かじ
2階で 火事です。
に
逃げてください。

There is a fire.
A fire has started on the 2nd floor.
Please evacuate
In orderly fashion.

絵・図と組み合わせた表示コンテンツ例

火災放送時（避難方向指示 1）

 ぼうさいじょうほう 防災情報 Disaster prevention information 3月2日 10時00分 2 Mar. at 10:00 a.m. ぼうさい 防災センター発表 Disaster Control Center announcement	
かじ 火事です。 かい 2階で かじ 火事です。 に 逃げてください。 There is a fire. A fire has started on the 2nd floor. Please evacuate In orderly fashion.	    スロープ Slope

火災放送時（避難方向指示 2）

 ぼうさいじょうほう 防災情報 Disaster prevention information 3月2日 10時00分 2 Mar. at 10:00 a.m. ぼうさい 防災センター発表 Disaster Control Center announcement	
かじ 火事です。 かい 2階で かじ 火事です。 に 逃げてください。 There is a fire. A fire has started on the 2nd floor. Please evacuate In orderly fashion.	 

 ぼうさいじょうほう
防災情報

3月2日 10時00分 ぼうさい ぼうぎょ
防災センター発表

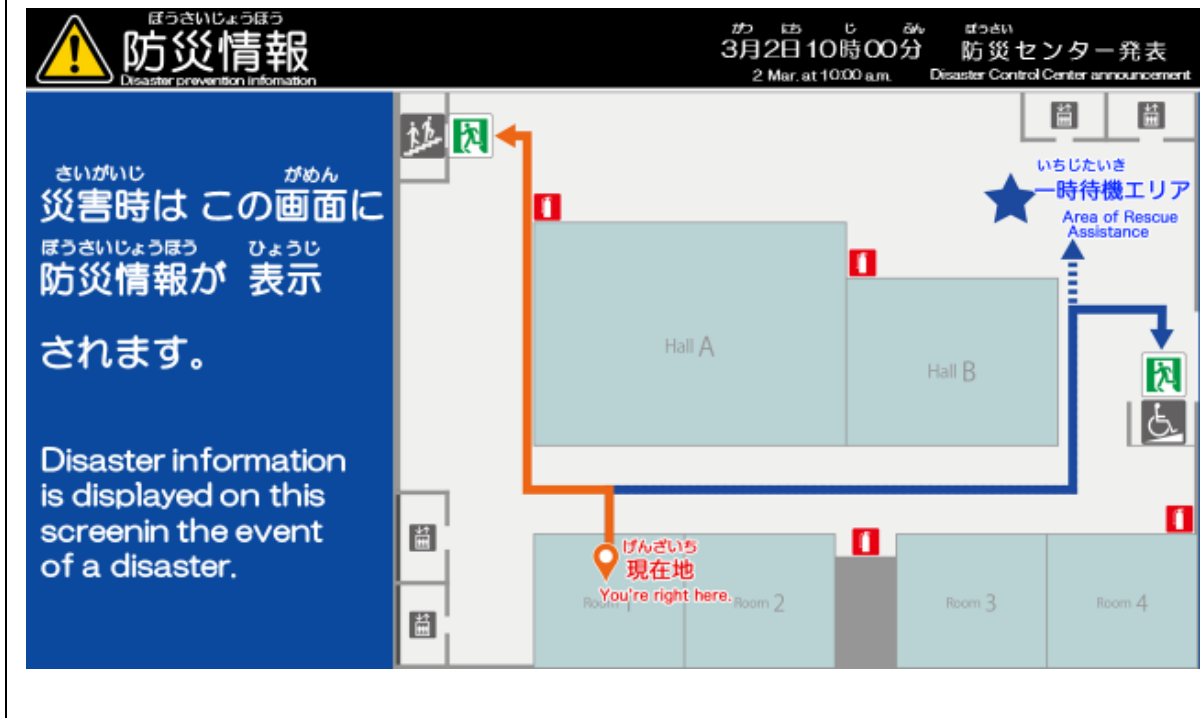
かい か じ
3階で火事です。
に
逃げてください。

 ぼうさいじょうほう
防災情報

3月2日 10時00分 ぼうさい ぼうぎょ
防災センター発表

かい か じ
3階で火事
に
逃げ

平常時に周知するための表示コンテンツ例



縦型の表示コンテンツ例

感知器発報放送時（「やさしい日本語」・英語の併記）



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
防災センター発表
2 Mar. at 10:00 a.m.
Disaster Control Center announcement

かい
3階で
かじ
火事かもしれません。

ほんとう かじ しら
本当に 火事が 調べています。

かじ
火事が どうか かわったら
し
知らせます。

Now a fire alarm on the 3rd floor has been activated.
We are now investigating to confirm.
Please listen carefully for the next announcement.

火災放送時（「やさしい日本語」・英語の併記）



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
防災センター発表
2 Mar. at 10:00 a.m.
Disaster Control Center announcement

かじ
火事です。

かい かじ
3階で 火事です。

に
逃げてください。

There is a fire.
A fire has started on the 3rd floor.
Please evacuate in orderly fashion.

縦型の表示コンテンツ例

非火災報放送時（「やさしい日本語」・英語の併記）



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
防災センター発表
2 Mar. at 10:00 a.m.
Disaster Control Center announcement

かじ
**火事では
ありません。**

かじ
火事かもしれないと
知らせましたがまちが
いでした。
あんしん
安心してください。

Although the fire alarm
has been activated,
this is a false alarm.
No trouble was found.
Please disregard.

火災放送時（避難方向を指示する絵・図との併記）



ぼうさいじょうほう
防災情報
Disaster prevention information

3月2日 10時00分
防災センター発表
2 Mar. at 10:00 a.m.
Disaster Control Center announcement

かじ
火事です。

かい かじ
3階で 火事です。
に
逃げてください。

There is a fire.
A fire has started on the 3rd floor.
Please evacuate in orderly fashion.

